

三次市教育委員会議案第 5 5 号

三次市陶芸学習舎設置及び管理条例施行規則案を次のように提出する。

平成 2 1 年 3 月 1 8 日

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基

三次市陶芸学習舎設置及び管理条例施行規則（案）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、三次市陶芸学習舎設置及び管理条例（平成 1 6 年三次市条例第 2 0 3 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用時間）

第 2 条 三良坂陶芸学習舎（以下「学習舎」という。）の利用時間は、午前 8 時から午後 5 時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、開館時間を変更することができる。

（施設の開閉）

第 3 条 学習舎の開閉に関し、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、施設を開放し、又は閉鎖することができる。

（利用の申請）

第 4 条 条例第 5 条の規定により、学習舎を利用しようとする者は、指定管理者が別に定める利用申請書を指定管理者に提出しなければならない。

（遵守事項）

第 5 条 学習舎を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 学習舎の施設及び設備を損傷し，又は汚損しないこと。
- (2) 許可を受けないで所定の場所に立ち入りし，又は器具等を利用し，若しくは移動させないこと。
- (3) 指定管理者の指示に従うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか，学習舎の管理運営にそぐわない行為をしないこと。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか，必要な事項は，教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は，平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに，廃止前の三次市陶芸学習舎設置及び管理条例施行規則(平成16年三次市規則第153号)の規定によりなされた処分，手続その他の行為は，この規則の相当規定によりなされたものとみなす。